

キャリアコンサルタント養成講座が 専門実践教育訓練対象講座に指定 受講料の最大 **70%** が支給されます

日本生産性本部キャリアコンサルタント養成講座は、2017年10月開講講座より一般教育訓練から専門実践教育訓練に移行となり、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、制度を利用することで、教育訓練経費がハローワークから支給されます。
更に、2018年1月からは支給額が**最大60%から70%**に拡充されました。

施設名	講座名	指定番号	訓練期間	受講開始
公益財団法人日本生産性本部	公益財団法人日本生産性本部 キャリアコンサルタント養成講座	1310173-1720011-4	3ヶ月	講座開講日

支給対象者

次の①または②に該当し、専門実践教育訓練を修了する見込みの方

- ①雇用保険の被保険者：受講開始日に雇用保険の被保険者のうち、支給要件期間が3年以上ある方
- ②雇用保険の被保険者であった方：受講開始日に被保険者でない方のうち、離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方

※上記①、②ともに、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が2年以上あれば可。

支給額

教育訓練経費の**最大70%**がハローワークから支給されます。

	講座修了後（50%支給）	資格取得後（20%支給）
例（割引適用時）	359,040円×50%	359,040円×20%
受講料：359,040円	179,520円支給	71,808円支給

実質自己負担額
↓
107,712円（税込）

手続きの流れ（ご不明な点は、ハローワークへお問い合わせください。）

